

# 浜田市地域おこし協力隊募集要項

## 【後継者マッチング支援事業】

2019(平成31)年4月24日



後継者不在の会社や個人事業主の事業を

引き継いでみませんか？

- ★ 前経営者から、培われた人脈・販売先など、経営のノウハウを承継できる！
- ★ 既存の店舗や設備を活用することで、少ない資金で創業できる！
- ★ 地域おこし協力隊は、報酬、住宅手当、活動費があるので安心！
- ★ 地元商工団体、金融機関、行政など充実のサポート体制であなたを支援

## 1 趣旨

浜田市は、全国に誇れる海や山などの美しい自然、豊富な農林水産物、市内各地で受け継がれてきた伝統・文化等様々な地域資源に恵まれた島根県西部の中核都市です。

しかしながら、全国的に人口減少、高齢化が進行し、本市においても、人手不足、後継者不足など様々な問題に直面しています。特に、後継者問題については、2017年に実施した「事業承継に関するアンケート調査」結果で、60歳代以上の経営者の割合が68.6%を占め、「自分の代で清算・廃業するつもりと回答した企業」は42.2%にもなっており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況にあります。

こういった状況を踏まえ、意欲溢れる人材を積極的に受け入れ、地域に蓄積されたノウハウや技術といった企業価値を次世代に受け継ぎ地域経済の活性化を図るため地域おこし協力隊の募集に必要な事項を定めます。

## 2 活動の概要

市内事業所の後継候補者として事業承継を行っていただきます。  
※市内事業所の事業を譲り受け起業することも可能です。

## 3 活動地域

浜田市内

## 4 募集人員

2019年度 2名

## 5 活動開始

2019年10月以降の委嘱日からとします。

## 6 申込み期間

2019年7月16日（火）まで ※当日消印有効

## 7 活動内容

次の（1）～（2）の順序で活動を行っていただきます。

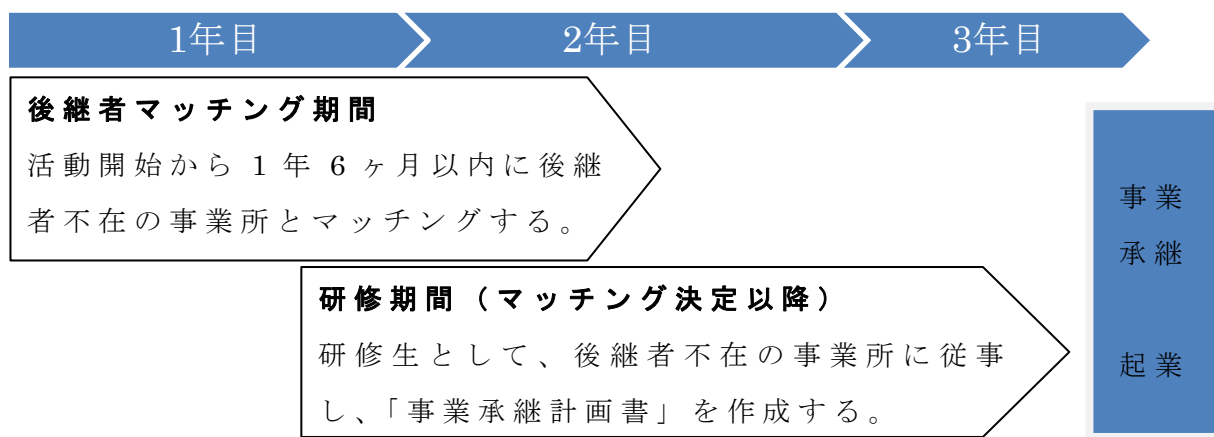
### （1）マッチング期間（委嘱日から最大1年6ヶ月間）

- ①委嘱日から1ヶ月間は、浜田市産業経済部商工労働課に勤務し、市の概要を把握するなど活動の準備をしてください。また、後継候補者としてPRするため、あなた（地域おこし協力隊員）のプロフィール等を作成し、市内事業者配布します。
- ②委嘱日から2ヶ月目以降は、浜田商工会議所又は、石央商工会（以下、商工団体という）に勤務し、補助的な業務（商工団体の指示の下）に従事しながら、事業承継の知識や地域の実情について学んでください。
- ③マッチング期間内（委嘱日から最大1年6ヶ月間）は、後継者不在の事業所と積極的にコミュニケーションを図り、後継候補者として研修する事業所（以下、研修先事業所という）を決定してください。決定次第、研修先事業所に勤務することができます。
- ④研修先事業所で勤務した結果、別の研修先事業所に変更したい場合は、マッチング期間内（委嘱日から最大1年6ヶ月間）に限り可能です。

### （2）研修期間（研修先事業所の決定以降）

- ①研修先事業所で従事しながら、事業承継に向けた準備をしてください。
- ②地域おこし協力隊の活動が終了する1ヶ月前までに、「事業承継計画書」又は「事業（起業）計画書」を作成し、市に提出してください。

#### 【イメージ図】



### 【活動内容に関する注意事項】

※研修先事業所は、地域おこし協力隊員と3親等以内の親族関係にないこととします。

※マッチング期間内（委嘱日から最大1年6ヶ月）に、研修先事業所が決定できなかった場合は、地域おこし協力隊の委嘱を解除します。

## 8 募集対象

- (1) 年齢 2019年4月1日現在20歳以上の方
- (2) 性別 問いません
- (3) 三大都市圏、政令指定都市または地方都市（条件不利地域を除く）にお住まいの方で、浜田市に住民票を異動し移住可能な方
- (4) 「市内事業所の経営後継者になりたい方」または「市内事業所の事業を譲り受け起業したい方」
- (5) 普通自動車運転免許証を取得されている方
- (6) ワード・エクセルの操作やメールのやりとり等できる方
- (7) 心身共に健康で誠実に職務を行うことができる方
- (8) 浜田市の活性化に興味があり、情熱を持って取り組む方
- (9) 上記の(1)～(8)に関わらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する場合は応募することができません。

※地方公務員法第16条の欠格条項

- ・成年被後見人及び被保佐人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・浜田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会または公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 9 雇用形態・委嘱期間

- (1) 浜田市地域おこし協力隊員として浜田市長が委嘱します。
- (2) 隊員は、個人事業主として活動し、市との雇用関係はありません。
- (3) 委嘱期間は、委嘱日から2020年3月31日までとし、1年を超えない範囲で委嘱期間を延長することができます。ただし、委嘱期間は3年を限度とします。

## 10 勤務条件等

(1) 報酬 月額 200,000 円

### (2) 勤務時間等

① 浜田市産業経済部商工労働課に勤務の場合

月～金 8:30～17:15 (休憩 1 時間) 祝日は除きます。

※活動内容により 7 時間 45 分を超えない範囲で変更する場合があります。

② 浜田商工会議所または、石央商工会に勤務の場合

月～金 8:30～17:15 (休憩 1 時間) 祝日は除きます。

※活動内容により 7 時間 45 分を超えない範囲で変更する場合があります。

③ 研修先事業所に勤務する場合

勤務時間、休日については、研修先事業所の指示に従っていただきます。ただし、勤務時間は、1 日につき 8 時間又は 1 週間につき 40 時間までとします。この場合において、1 日 6 時間又は 8 時間を超えて勤務をする場合は、少なくともそれぞれ 45 分又は 1 時間休憩するものとします。休日は、1 週間につき 2 日とします。

④ その他

有給休暇、特別休暇の取扱いについては、浜田市臨時的任用職員の例によります。

### (3) 待遇・福利厚生

① 国民健康保険料、年金保険料などは、市と雇用関係はないため、各自で納めてください。

② 傷害保険及び車両を使用する場合は、任意の自動車損害賠償保険に加入してください。

③ 活動等の経費については、予算の範囲内において、次のとおり活動支援補助金として交付します。

| 補助対象経費 | 補助率、補助限度額等               |
|--------|--------------------------|
| 家賃     | 月額上限 50,000 円            |
| 敷金     | 補助率 1/2、上限 100,000 円     |
| 車両リース費 | 月額上限 10,000 円            |
| 燃料費    | 23 円/1 k m、月額上限 20,000 円 |
| 活動旅費   | 年額上限 200,000 円 (12 月分)   |
| 事務費    | 年額上限 200,000 円 (12 月分)   |

## 11 選考方法

### (1) 1次選考【書類選考】

選考結果については、文書で通知します。また、提出書類は「12 応募手続」のとおりです。

※審査にあたっては、電話等でヒアリングを行う場合があります。

### (2) 2次選考【面接】

1次選考合格者は2次選考（面接）を実施します。日時及び場所については、1次選考結果通知とは別に通知します。

### (3) 浜田市地域おこし協力隊員の決定

2次選考により浜田市地域おこし協力隊員の候補を決定し、委嘱年月日等については、応募者と市で協議の上決定します。

### (4) その他

応募にかかる経費（旅費等）は応募者負担とさせていただきます。

## 12 応募手続

### (1) 申込先

浜田市産業経済部商工労働課（〒697-8501 浜田市殿町1番地）

※郵便により申込みをする場合は、封筒の表面に「**地域おこし協力隊申込**」と朱書きし、**書留**としてください。

### (2) 提出書類

- ① 浜田市地域おこし協力隊（後継者マッチング支援事業）応募用紙
- ② 住民票抄本
- ③ 普通自動車運転免許証の写し

### (3) 受付期間

- ① 2019年7月16日（火）まで
- ② 本人又は代理の方が持参する場合は、午前8時30分から午後5時15分までが受付時間です。ただし、土曜日及び日曜日並びに祝日は閉庁日のため、受付できません。
- ③ 郵便による申込みは、2019年7月16日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

※申込み後、一週間以内に受付完了のお電話をいたします。連絡がない場合は、浜田市産業経済部商工労働課にお問い合わせください。

この募集について不明な事項は、浜田市産業経済部商工労働課（電話：0855-25-9501）にお問い合わせください。

## 14 浜田市内の後継者不在の実態

2017年に実施した「事業承継に関するアンケート調査」では、多くの企業で後継者が決定していません。

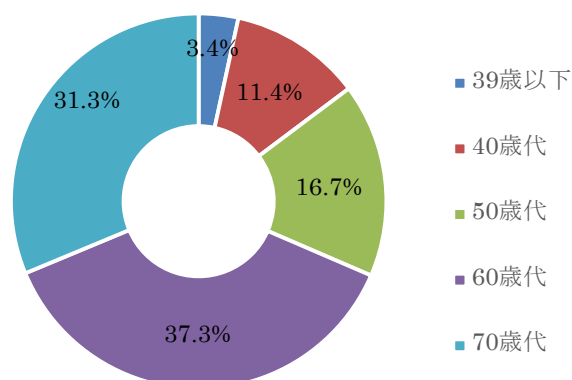
### (1) 浜田市「事業承継に関するアンケート調査」結果（概要）

#### ① 経営者の現在の年齢（表-1）

経営者の年齢は、60歳以上が全体の約70%を占めており、多くの企業で事業承継のタイミングを迎えています。

【表-1】

| 年齢    | 企業数 | 割合     |
|-------|-----|--------|
| 39歳以下 | 33  | 3.4%   |
| 40歳代  | 110 | 11.4%  |
| 50歳代  | 162 | 16.7%  |
| 60歳代  | 361 | 37.3%  |
| 70歳以上 | 303 | 31.3%  |
| 合計    | 969 | 100.0% |



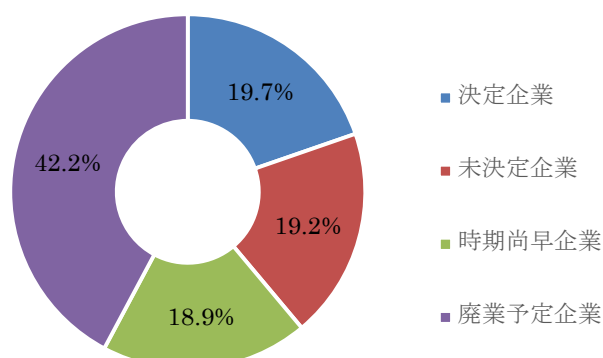
#### ② 後継者の決定状況等（表-2）

アンケートの回答をもとに、次の4タイプに分類しました。

【表-2】

| 分類     | アンケートの回答による定義    | 企業数 | 割合     |
|--------|------------------|-----|--------|
| 決定企業   | 後継者が決まっている企業     | 191 | 19.7%  |
| 未決定企業  | 後継者が決まっていない企業    | 186 | 19.2%  |
| 時期尚早企業 | 後継者を今は決める必要がない企業 | 183 | 18.9%  |
| 廃業予定企業 | 自分の代で清算・廃業する企業   | 409 | 42.2%  |
| 合計     |                  | 969 | 100.0% |

構成比をみると、決定企業は19.7%（191件）にすぎず、廃業予定企業は42.2%（409件）でありました。



③業種別（表－3）

全ての業種において、後継者が決まっていない企業が存在しています。

【表－3】

下段（）内は企業数

|                   | 決定企業           | 未定企業           | 時期尚早企業         | 廃業予定企業          |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 1 製造業<br>(93)     | 23.66%<br>(22) | 29.03%<br>(27) | 19.35%<br>(18) | 27.96%<br>(26)  |
| 2 卸売業<br>(44)     | 29.55%<br>(13) | 20.45%<br>(9)  | 18.18%<br>(8)  | 31.82%<br>(14)  |
| 3 小売業<br>(234)    | 16.67%<br>(39) | 14.96%<br>(35) | 14.53%<br>(34) | 53.85%<br>(126) |
| 4 建設業<br>(169)    | 20.12%<br>(34) | 23.67%<br>(40) | 15.98%<br>(27) | 40.24%<br>(68)  |
| 5 運輸通信業<br>(27)   | 22.22%<br>(6)  | 18.52%<br>(5)  | 44.44%<br>(12) | 14.81%<br>(4)   |
| 6 料理飲食業<br>(89)   | 15.73%<br>(14) | 11.24%<br>(10) | 29.21%<br>(26) | 43.82%<br>(39)  |
| 7 農林水産業<br>(15)   | 46.67%<br>(7)  | 20.00%<br>(3)  | 13.33%<br>(2)  | 20.00%<br>(3)   |
| 8 金融保険業<br>(17)   | 23.53%<br>(4)  | 23.53%<br>(4)  | 41.18%<br>(7)  | 11.76%<br>(2)   |
| 9 不動産業<br>(20)    | 30.00%<br>(6)  | 25.00%<br>(5)  | 25.00%<br>(5)  | 20.00%<br>(4)   |
| 10 サービス業<br>(243) | 17.70%<br>(43) | 16.87%<br>(41) | 17.28%<br>(42) | 48.15%<br>(117) |
| 11 宿泊業<br>(18)    | 16.67%<br>(3)  | 38.89%<br>(7)  | 11.11%<br>(2)  | 33.33%<br>(6)   |



## (2) 後継者を探している事業所（一部）

※この他にも、多くの事業所で後継者を求めています。マッチング期間（委嘱日から最大1年6ヶ月間）には、様々な事業所とコミュニケーションを図り、後継候補者として活動する事業所を決定します。

### NO.1

| 会社概要         |  |
|--------------|--|
| 業種           | 小売業（新聞販売）  |
| 事業形態         | 個人事業主  |
| 設立           | 昭和20年頃   |
| 従業員数（事業主を除く） | 1名（アルバイト7名）  |
| 事業承継で重視する点   | 毎日行う仕事のため、忍耐強い方が合う                                       |
| 承継理由         | 後継者がいないため  |
| 現経営者からのコメント  | 安定した収入があります。必要であれば、住居を貸すことも可能です。<br>人付き合いが苦にならない方を希望します。 |

### NO.2

| 会社概要         |   |
|--------------|---|
| 業種           | 小売業（靴の販売）   |
| 事業形態         | 法人  |
| 設立           | 昭和37年9月1日   |
| 従業員数（事業主を除く） | パート3名   |
| 事業承継で重視する点   | 店の名前を残して欲しい   |
| 承継理由         | 後継者がいないため   |
| 現経営者からのコメント  | 子どもからお年寄りまで幅広い品揃えで、地域に根差したお店です。<br>素直で、明るい方を後継者にしたいと思っています。 |

### NO.3

| 会社概要         |  |
|--------------|--|
| 業種           | 運送業  |
| 事業形態         | 法人   |
| 設立           | 昭和 53 年  |
| 従業員数(事業主を除く) | 34 名   |
| 事業承継で重視する点   | 従業員を大切にできる方<br>覚悟を持って取り組むことができる方   |
| 承継理由         | 後継者がいないため  |
| 現経営者からのコメント  | <p>中長距離の輸送業務です。今後も必ず必要とされる仕事と考えています。</p> <p>経営者として、社員やその家族、お客様、仕入先・取引先、地域の住民、あるいは地域貢献など、経営者になることへの使命感や覚悟を持っている方を希望します。</p> |

### NO.4

| 会社概要         |  |
|--------------|--|
| 業種           | 製造業（帽子製造）  |
| 事業形態         | 個人   |
| 設立           | 昭和 3 年   |
| 従業員数(事業主を除く) | 正社員 1 名  |
| 事業承継で重視する点   | 技術習得に 2 年～3 年必要です。   |
| 承継理由         | 後継者がいないため  |
| 現経営者からのコメント  | <p>浜田市の山間部に自生する「コシアブラ」のという木を使用した「経木帽子（キョウギホウシ）」を製造しています。国内で希少な事業を次世代に残して欲しいです。</p> |

## NO.5

| 会社概要         |  |
|--------------|--|
| 業種           | 宿泊業（旅館）                                |
| 事業形態         | 個人事業主                                  |
| 設立           | 昭和 52 年                                |
| 従業員数（事業主を除く） | 正社員 1 名、パート 2 名                        |
| 事業承継で重視する点   | 明るく、朗らかな方を希望します                        |
| 承継理由         | 高齢のため                                  |
| 現経営者からのコメント  | 料理自慢の旅館です。<br>接客が好きな方で、明るい方を後継者にしたいです。 |

## NO.6

| 会社概要         |   |
|--------------|---|
| 業種           | 宿泊業（ホテル、旅館業）  |
| 事業形態         | 法人  |
| 設立           | 昭和 55 年   |
| 従業員数（事業主を除く） | 正社員 1 名、パート 10 名  |
| 事業承継で重視する点   | サービス業が好きでやる気のある人  |
| 承継理由         | 後継者がいないため   |
| 現経営者からのコメント  | 安定して、宿泊客があります。サービス業が好き方を求めています。<br>施設の譲渡方法については、相談できます。<br>客室 34 部屋（和洋）最大 70 名<br>食堂あり、駐車場完備<br>年商 7,000 万円、利益 1,000 万円 |

## NO.7

| 会社概要         |  |
|--------------|--|
| 業種           | 宿泊業（民宿）  |
| 事業形態         | 法人   |
| 設立           | 昭和初期   |
| 従業員数（事業主を除く） | 0名   |
| 事業承継で重視する点   | 接客が好きな方  |
| 承継理由         | 後継者がいないため  |
| 現経営者からのコメント  | <p>海辺の民食。おいしい料理がセールスポイントです。</p> <p>施設は、平成9年に建替えています。</p> |

## NO.8

| 会社概要         |  |
|--------------|--|
| 業種           | 飲食業  |
| 事業形態         | 法人   |
| 設立           | 平成9年   |
| 従業員数（事業主を除く） | 正社員2名、パート12名   |
| 事業承継で重視する点   | 接客が好きな方、調理経験がなくてもOK  |
| 承継理由         | 後継者がいないため  |
| 現経営者からのコメント  | <p>市内の好立地に位置し、多くのお客様にご利用いただいています。</p> <p>経営も安定していますので、やる気のある方を後継者にしたいです。</p> |

## 問い合わせ先

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地  
 浜田市産業経済部商工労働課 担当：塚本  
 TEL 0855-25-9501 FAX 0855-23-4040